

INFORMATION NOW

インフォメーション・ナウ

11月3日 住居表示実施

新町名は広瀬東一丁目～四丁目・つつじ野

11月3日、水富地区第1期(約1000世帯)の住居表示が実施され、区域内にお住まいのかたの住所が新しくなります。
住居表示は、住所をよりわかりやすくする制度です。新しい住所に慣れるまで、戸惑うこともあるかと思いますが、実施日以降、新しい表示の使用につきまして、皆さんのご協力を願います。

●実施日のおよそ1か月前に、区域内の各ご家庭・事業所に次のものをお届けします

- ①新しい住所をお知らせする**通知書**
- ②住所の変更手続きなどを解説した**手続きのしおり**
- ③新住所と旧住所がわかる**新旧対照案内図**

- ④親戚・知人・取引先などに住所の変更をお知らせするための**無料はがき**
- ⑤土地・建物の所有者などの住所変更をしていただくための**登記申請書**

●実施に向け、次の作業を進めていきますので、ご協力をお願いします

○**街区案内板の設置**
バス停・公園・主要道路などに設置します

○**街区表示板の取り付け**

各街区の四隅の電柱や塀などに取り付けます

○**町名表示板・住居番号表示板の取り付け**

皆さんの家の門柱や玄関などの見や

すい場所に取り付けます

●住居表示実施後に、住所変更をしていただく主なもの

- ◇自動車運転免許証の住所および本籍
- ◇自動車・オートバイ(126cc以上)登録証の住所
- ◇軽自動車登録証の住所
- ◇土地・建物など不動産登記簿の住所
- ◇会社などの法人登記簿・商業登記簿の住所
- ◇各種免許・許可証などの住所

●住所変更手続き上の注意事項

◇住所変更手続きには、住居表示による変更を証明する「住居表示証明書」または「新住所通知書」を添付すること、手数料は無料となります

◇住民票および戸籍の本籍欄・印鑑登録原票・選挙人名簿・土地建物等不動産登記簿の表題部の変更は、市



と法務局で行います ※詳しくは説明会や後日お届けする「手続きのしおり」でお知らせします

●実施区域内のかたを対象に説明会を開催します

日時・場所▼9月20日(木)：広瀬公民館ホール▼9月21日(木)：広瀬公民館学習室▼9月25日(月)：根山自治会館▼9月26日(火)：第8区公民館▼9月

27日(水)：つつじ野第3集会所▼9月28日(木)：第10区自治会館▼10月3日(火)：広瀬公民館ホール ※時間はいずれも19時30分～21時。各会場で同じ内容の説明を行いますので、ご都合に合わせてお越しください

●問い合わせ都市計画課住居表示担当へ内線2216